

柏市環境保全条例

特定施設届出書関係 記入例 (騒音及び振動に係る特定施設)

柏市環境部環境政策課

目 次

1 特定施設設置（使用）届出書

【記入項目】

- 1-1 様式第1号 特定施設設置（使用）届出書 … P1-1
- 1-2 様式第1号 別紙5 騒音に係る特定施設の概要 … P1-2
- 1-3 様式第1号 別紙6 振動に係る特定施設の概要 … P1-3

【記入例】

- ・様式等の記入例
 - 1-1 様式第1号 特定施設設置（使用）届出書 … P1-4
 - 1-2 工場等の敷地の周囲100メートルの見取図の例 … P1-5
 - 1-3 組織図の例 … P1-6
 - 1-4 様式第1号 別紙5 騒音に係る特定施設の概要 … P1-7
 - 1-5 様式第1号 別紙6 振動に係る特定施設の概要 … P1-8
- ・騒音及び振動に係る特定施設の図面の例
 - 1-6 特定施設及び騒音及び振動の防止施設及び建築物の配置図 … P1-9
 - 1-6 敷地境界線の騒音及び振動の大きさの計算書（説明書） … P1-9
 - 1-7 騒音及び振動の大きさの計算書（説明書）の例 … P1-10
 - 1-8 特定施設及び騒音，振動の防止施設の構造等の概要図 … P1-11

2 特定施設構造等変更届出書

【記入項目】

- 2-1 様式第2号 特定施設構造等変更届出書 … P2-1
- 2-2 様式第1号 別紙5 騒音に係る特定施設の概要（構造等変更） … P2-2
- 2-3 様式第1号 別紙6 振動に係る特定施設の概要（構造等変更） … P2-3

【記入例】

- ・様式等の記入例
 - 2-1 様式第2号 特定施設構造等変更届出書 … P2-4
 - 2-2 工場等の敷地の周囲100メートルの見取図の例 … P2-5
 - 2-3 様式第1号 別紙5 騒音に係る特定施設の概要（構造等変更） … P2-6

2-4	様式第1号 別紙6 振動に係る特定施設の概要（構造等変更）	… P2-7
	・騒音及び振動に係る特定施設の図面の例	
2-5	特定施設及び騒音及び振動の防止施設及び建築物の配置図（施設の増減の例）	… P2-8
2-5	敷地境界線の騒音及び振動の大きさの計算書（説明書）	… P2-8
2-6	騒音及び振動の大きさの計算書（説明書）の例	… P2-9
2-7	特定施設及び騒音，振動の防止施設の構造等の概要図	… P2-10

3 氏名等変更届出書・特定施設等使用廃止届出書・承継届出書

【記入項目】

3-1	様式第3号 氏名等変更届出書	… P3-1
4-1	様式第4号 特定施設等使用廃止届出書	… P3-1
5-1	様式第5号 承継届出書	… P3-2

【記入例】

・様式等の記入例

3-1	様式第3号 氏名等変更届出書	… P3-3
4-1	様式第4号 特定施設等使用廃止届出書	… P3-4
5-1	様式第5号 承継届出書	… P3-5

・関係資料

	柏市環境保全条例施行規則（騒音及び振動に係る特定施設及び工場等の規制基準）	… P4-1～P4-6
--	---------------------------------------	-------------

様式第 1 号 特定施設設置（使用）届出書

1-1 様式第1号 特定施設設置（使用）届出書 記入項目

項 目		内 容	備 考
①	届出者	届出者の住所（郵便番号・所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）を記入すること	
②	届出の取扱者	届出の取扱者の職、氏名及び電話番号を記入すること	
③	届出に係る特定施設の区分	該当する届出に係る特定施設の区分を記入すること	
④	工場等の名称	工場等の名称を記入すること	
⑤	工場等の所在地	工場等の所在地及び郵便番号を記入すること	
⑥	特定施設の種類	騒音にあたっては別紙5、振動にあたっては別紙6を別葉で作成すること	
⑦	特定施設の構造	騒音にあたっては別紙5、振動にあたっては別紙6を別葉で作成すること	
⑧	特定施設の使用の方法	騒音にあたっては別紙5、振動にあたっては別紙6を別葉で作成すること	
⑨	公害の防止又は処理の方法	騒音にあたっては別紙5、振動にあたっては別紙6を別葉で作成すること	
⑩	業種及び主な生産品目	法人等における業種及び主な生産品目を記入すること	
⑪	資本金若しくは出資金又は資金の総額	法人等における資本金若しくは出資金又は資金の総額を記入すること	
⑫	公害を防止するための組織及び担当者の職氏名	法人等における公害を防止するための組織及び担当者の職氏名を記入すること	
⑬	常時勤務する従業員の数	工場等に常時勤務する従業員の数を記入すること	
⑭	工場等の敷地面積	工場等の敷地面積（㎡）を記入すること	
⑮	工場等の建築面積	工場等の建築面積（㎡）を記入すること	
⑯	工場等の所在地の用途地域	工場等の所在地における都市計画法の用途地域を記入すること	
⑰	通常の始業及び終業の時刻	通常の始業及び終業の時刻を記入すること	
⑱	工場等の敷地の周囲100メートルの見取図	都市計画図等を使用し工場等の敷地の周囲100メートルの見取図を作成すること	(添付書類) 様式とは別葉とすること
⑲	特定施設を設置する者が法人である場合にあっては、その法人の組織図	法人等の組織図を作成すること	(添付書類) 様式とは別葉とすること

1-2 様式第1号 別紙5 騒音に係る特定施設の概要 記入項目

項 目		内 容	備 考
①	名称	特定施設の名称を記入すること	
②	種類	柏市環境保全条例施行規則別表4第1の騒音に係る特定施設の表に掲げる番号及びア, イ, ウ等の記号並びに施設名を記入すること	
③	数	特定施設の数を入力すること	
④	着工予定・設置 年月日	特定施設設置（新設）の届出にあたっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあたっては設置年月日を記入すること。また、特定施設使用（既設）の届出にあたっては、使用開始予定年月日の記入は不要	
⑤	使用開始予定 年月日		
⑥	構造（型式・公称能力）	特定施設の型式及び公称能力を記入すること	
⑦	使用の方法（使用開始時刻・使用終了時刻・使用状況）	使用開始時刻、使用終了時刻及び使用状況（通年使用、冬期のみ使用等）を記入すること	
⑧	騒音の防止方法	別葉で下記⑨から⑪の書類を作成すること	
⑨	特定施設、騒音の防止施設及び建築物の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築図面等を利用して特定施設及び騒音防止施設等を配置した図面を作成すること ・ 特定施設の設置場所が屋上等複数階ある場合は、その階ごとに配置図と建物の立面図等を作成すること ・ 配置図には特定施設から他の民地等の敷地境界線までの距離（m）を記入すること 	（添付書類） 様式とは別葉とすること
⑩	工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図で示した他の民地等の敷地境界線における騒音レベルを計算すること ・ 計算した騒音レベルについて、規制基準と照らし合わせて規制基準を超過しているか確認すること。 ・ 敷地境界線において規制基準を超過するようであれば、規制基準を遵守するよう防音壁等の設置を検討すること ・ 計算に使用した計算式等は根拠等を提示すること 	（添付書類） 様式とは別葉とすること （計算式の例） ・ 点音源の距離減衰の式 ・ 有限長線の距離減衰の式 ・ 有限面音源の距離減衰の式 他 （敷地境界線の受音点の高さ） ・ 地上面から1.2mから1.5m程度とする
⑪	特定施設及び騒音防止施設の構造の概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設及び騒音防止施設の構造の概要図を提示すること ・ 特定施設は型式や公称能力、騒音レベル等の概要が示されているものを提示すること。 ・ 騒音防止施設は騒音レベルの遮音性能等の概要が示されているものを提示すること。 ・ 概要図に関しては製造メーカーの仕様書等がこれらを満足している場合は概要図に変えて添付しても可 	（添付書類） 様式とは別葉とすること

1-3 様式第1号 別紙6 振動に係る特定施設の概要 記入項目

項 目		内 容	備 考
①	名称	特定施設の名称を記入すること	
②	種類	柏市環境保全条例施行規則別表4第2の振動に係る特定施設の表に掲げる番号及びア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること	
③	数	特定施設の数を記入すること	
④	着工予定・設置 年月日	特定施設設置（新設）の届出にあたっては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあたっては設置年月日を記入すること。また、特定施設使用（既設）の届出にあたっては、使用開始予定年月日の記入は不要	
⑤	使用開始予定 年月日		
⑥	構造（型式・公称能力）	特定施設の型式及び公称能力を記入すること	
⑦	使用の方法（使用開始時刻・使用終了時刻・使用状況）	使用開始時刻、使用終了時刻及び使用状況（通年使用、冬期のみ使用等）を記入すること	
⑧	振動の防止方法	別葉で下記⑨から⑪の書類を作成すること	
⑨	特定施設、振動の防止施設及び建築物の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築図面等を利用して特定施設及び振動防止施設等を配置した図面を作成すること ・ 特定施設の設置場所が屋上等複数階ある場合は、その階ごとに配置図と建物の立面図等を作成すること ・ 配置図には特定施設から他の民地等の敷地境界線までの距離（m）を記入すること 	（添付書類） 様式とは別葉とすること
⑩	工場等の敷地境界線における振動の大きさの計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置図で示した他の民地等の敷地境界線における振動レベルを計算すること ・ 計算した振動レベルについて、規制基準と照らし合わせて規制基準を超過しているか確認すること。 ・ 敷地境界線において規制基準を超過するようであれば、規制基準を遵守するよう防振施設等の設置を検討すること ・ 計算に使用した計算式等は根拠等を提示すること 	（添付書類） 様式とは別葉とすること （計算式の例） ・ 距離減衰の式等 （敷地境界線の受振点の高さ） ・ 地上面とする
⑪	特定施設及び振動防止施設の構造の概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設及び振動防止施設の構造の概要図を提示すること ・ 特定施設は型式や公称能力、振動レベル等の概要が示されているものを提示すること ・ 振動防止施設は振動レベルの防振性能等の概要が示されているものを提示すること ・ 概要図に関しては製造メーカーの仕様書等がこれらを満足している場合は概要図に変えて添付しても可 	（添付書類） 様式とは別葉とすること

様式第1号（規則第6条，第16条の6，第18条，第27条，第48条関係）

特定施設設置（使用）届出書

●●年●●月●●日

柏市長

あて

① 届出者 住所（所在地）（郵便番号 ●●●-●●●●）

●●●県●●●市●●●町 ●丁目●番●号

氏名（名称及び代表者の氏名）

●●株式会社

代表取締役 ●●●●

② この届出 職名及び氏名（電話番号●●●-●●●●-●●●●）
の取扱者

生産管理課 ●●●●

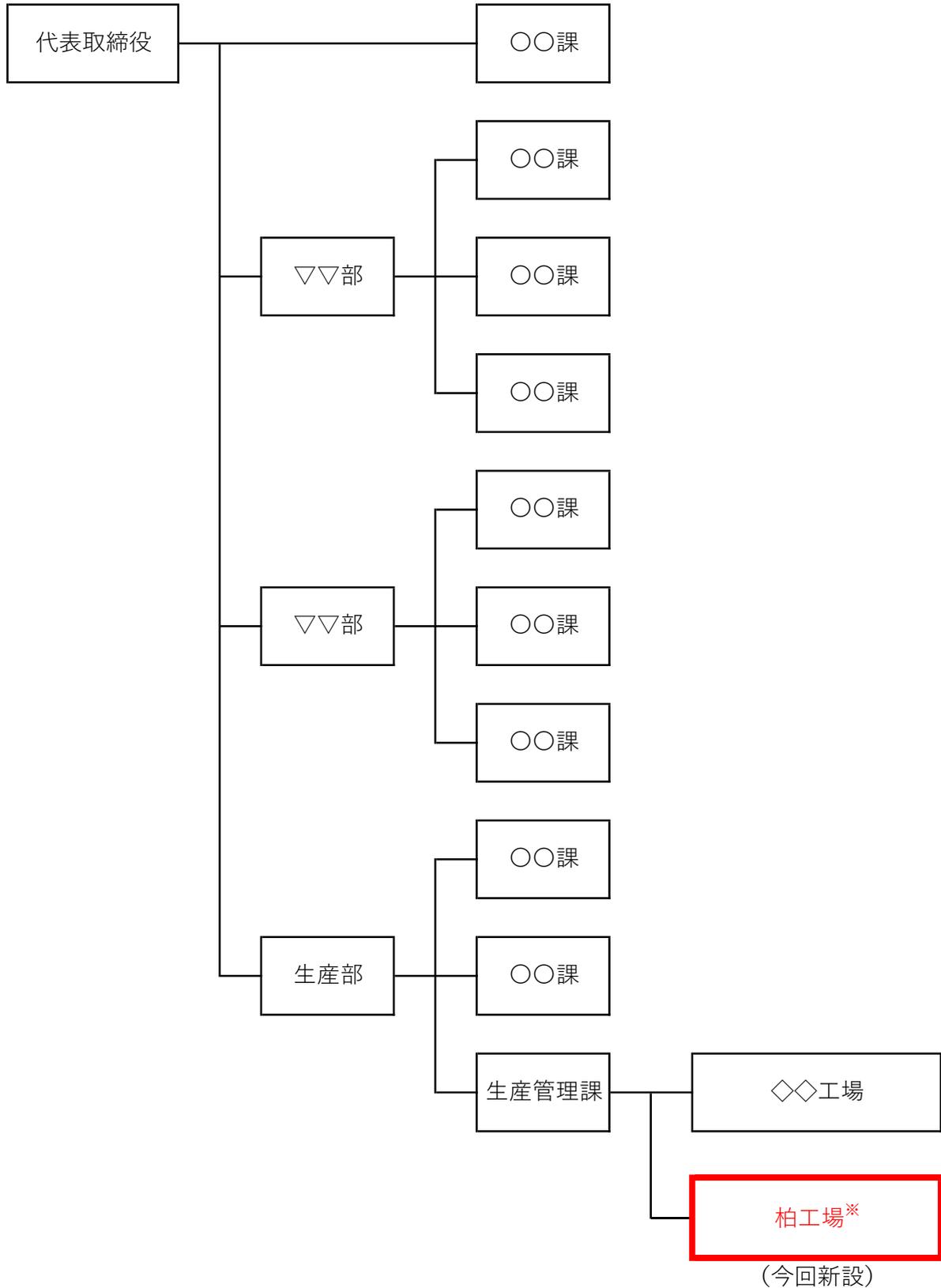
柏市環境保全条例第25条第1項・第27条第1項・第36条の4第1項・第36条の5第1項・第38条第1・第46条第1項・48条第1項・第68条第1項・第70条第1項の規定により，次のとおり届け出ます。

③届出に係る特定施設の区分	1-1 ばい煙	1-2 焼却炉	2 粉じん	3 水質
	4 地質の保全	5 騒音	6 振動	7 悪臭
④工場等の名称	●●株式会社 柏工場			
⑤工場等の所在地	(郵便番号●●●-●●●●) 柏市●●●町●丁目●番●号			
⑥△ 特定施設の種類の種類	別紙のとおり	⑫公害を防止するための組織及び担当者の職氏名	生産管理課 ●●●●	
⑦△ 特定施設の構造	別紙のとおり	⑬常時勤務する従業員の数	****人	
⑧△ 特定施設の使用の方法	別紙のとおり	⑭工場等の敷地面積	*****m ²	
⑨△ 公害の防止又は処理の方法	別紙のとおり	⑮工場等の建築面積	****m ²	
⑩業種及び主な生産品目	●●の製造	⑯工場等の所在地の用途地域	準工業地域	
⑪資本金若しくは出資金又は資金の総額	****万円	⑰通常の始業及び終業の時刻	8時00分から 22時30分まで	
添付書類	⑱1 工場等の敷地の周囲100メートルの見取図 ⑲2 特定施設を設置する者が法人である場合にあっては，その法人の組織図			
※審査結果				
※受付年月日	※整理番号		※備考	

- 備考 1 ※印の欄には，記入しないこと。
2 △印の欄については，別紙1から別紙7までのうち，届出に係る特定施設の区分に応じて選択したものによること。
3 用紙の大きさは，図面，表等やむを得ないものを除き，日本産業規格A4判とすること。

【記入例 1-3】
(⑱組織図の例)

●●株式会社 会社組織図



※届出する工場，事業場が組織のどの部署等に属するか明示する

騒音に係る特定施設の概要

①	名 称	A	B	C	
②	種 類	22 冷凍機	22 冷凍機	22 冷凍機	
③	数	1	1	1	
④	着工予定 年月日 設 置	*年 *月 *日	*年 *月 *日	*年 *月 *日	年 月 日
⑤	使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
⑥	型 式	*****	*****	*****	
	公 称 能 力	7.5Kw	7.5Kw	7.5Kw	
⑦	使用開始時刻	8時00分	8時00分	8時00分	時 分
	使用終了時刻	22時30分	22時30分	22時30分	時 分
	使用状況	1年中	1年中	1年中	
⑧	騒音の防止の方法	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
添 付 書 類		⑨ 1 特定施設、騒音の防止施設及び建築物の配置図 ⑩ 2 工場等の敷地の境界線における騒音の大きさの計算書 ⑪ 3 特定施設及び騒音の防止施設の構造の概要図			

- 備考 1 特定施設設置（新設）の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 2 特定施設使用（既設）の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 3 特定施設の種類の欄には、柏市環境保全条例施行規則別表第4第1の騒音に係る特定施設の表に掲げる番号およびア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること。
- 4 騒音の防止の方法は、消音施設の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

振動に係る特定施設の概要

① 名 称	A	B	C	
② 種 類	11 冷凍機	11 冷凍機	11 冷凍機	
③ 数	1	1	1	
④ 着工予定 年月日 設 置	*年 *月 *日	*年 *月 *日	*年 *月 *日	
⑤ 使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
⑥ 型 式 構 造	*****	*****	*****	
	公 称 能 力	7.5Kw	7.5Kw	7.5Kw
⑦ 使 用 の 方 法	使 用 開 始 時 刻	8時00分	8時00分	8時00分
	使 用 終 了 時 刻	22時30分	22時30分	22時30分
	使 用 状 況	1 年 中	1 年 中	1 年 中
⑧ 振動の防止の方法	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
添 付 書 類	⑨ 1 特定施設、振動の防止施設及び建築物の配置図 ⑩ 2 工場等の敷地の境界線における振動の大きさの計算書 ⑪ 3 特定施設及び振動の防止施設の構造の概要図			

- 備考 1 特定施設設置（新設）の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 2 特定施設使用（既設）の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 3 特定施設の種類の欄には、柏市環境保全条例施行規則別表第4第2の振動に係る特定施設に掲げる番号およびア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること。
- 4 振動の防止方法は、防振基礎の設置、防振溝の設置、防振ゴムの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

⑩敷地境界線の騒音及び振動の大きさの計算書（説明書）

1. 敷地境界線における騒音レベルの推定

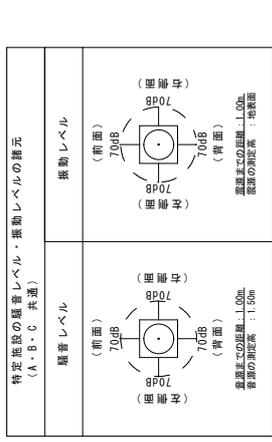
敷地境界線の位置	1.00mの位置における騒音レベル (dB)	敷地境界線までの距離 (m)	敷地境界線における騒音レベル (dB)	敷地境界線から測定点までの距離 (m)	測定点における騒音レベル (dB)		
①	A	70	15.00	46	—	46	
②	B	70	15.00	46	—	46	
③	C	70	15.00	46	—	46	
④	A	70	23.00	43	—	10	
⑤	A	70	10.50	50	20	—	30
⑥	B	70	24.50	42	—	10	32
⑦	B	70	9.00	51	20	—	31
⑧	C	70	26.00	42	—	10	32
⑨	C	70	7.50	52	20	—	32
⑩	A	70	6.00	54	20	—	34
⑪	B	70	6.00	54	20	—	34
⑫	C	70	6.00	54	20	—	34

騒音レベルの推定に用いた式（音源の距離減衰）
 $L_{eq}(r) = L_{eq}(r_0) - 20 \log(r/r_0)$ (r: 騒音レベルの測定点までの距離(m), r₀: 騒音レベルの推定位置までの距離(m))
 $L_{eq}(r) = L_{eq}(r_0) - 20 \log(r/r_0) - 0.5$ (r: 騒音レベルの測定点までの距離(m), r₀: 騒音レベルの推定位置までの距離(m))

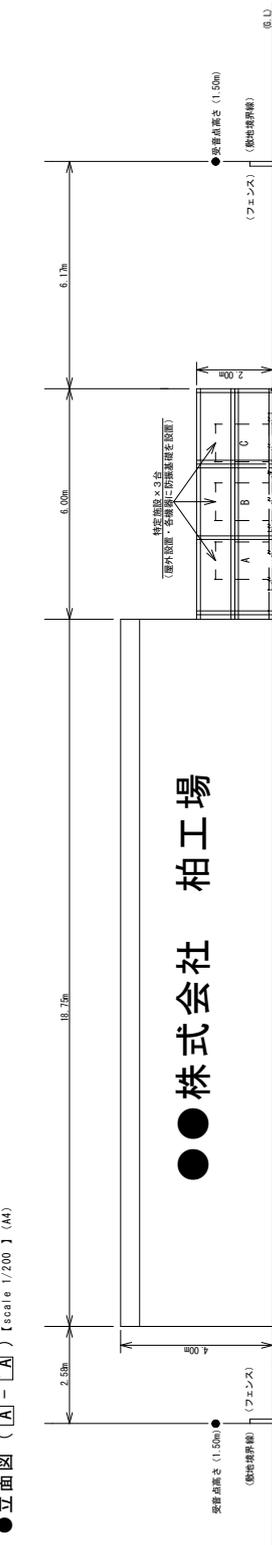
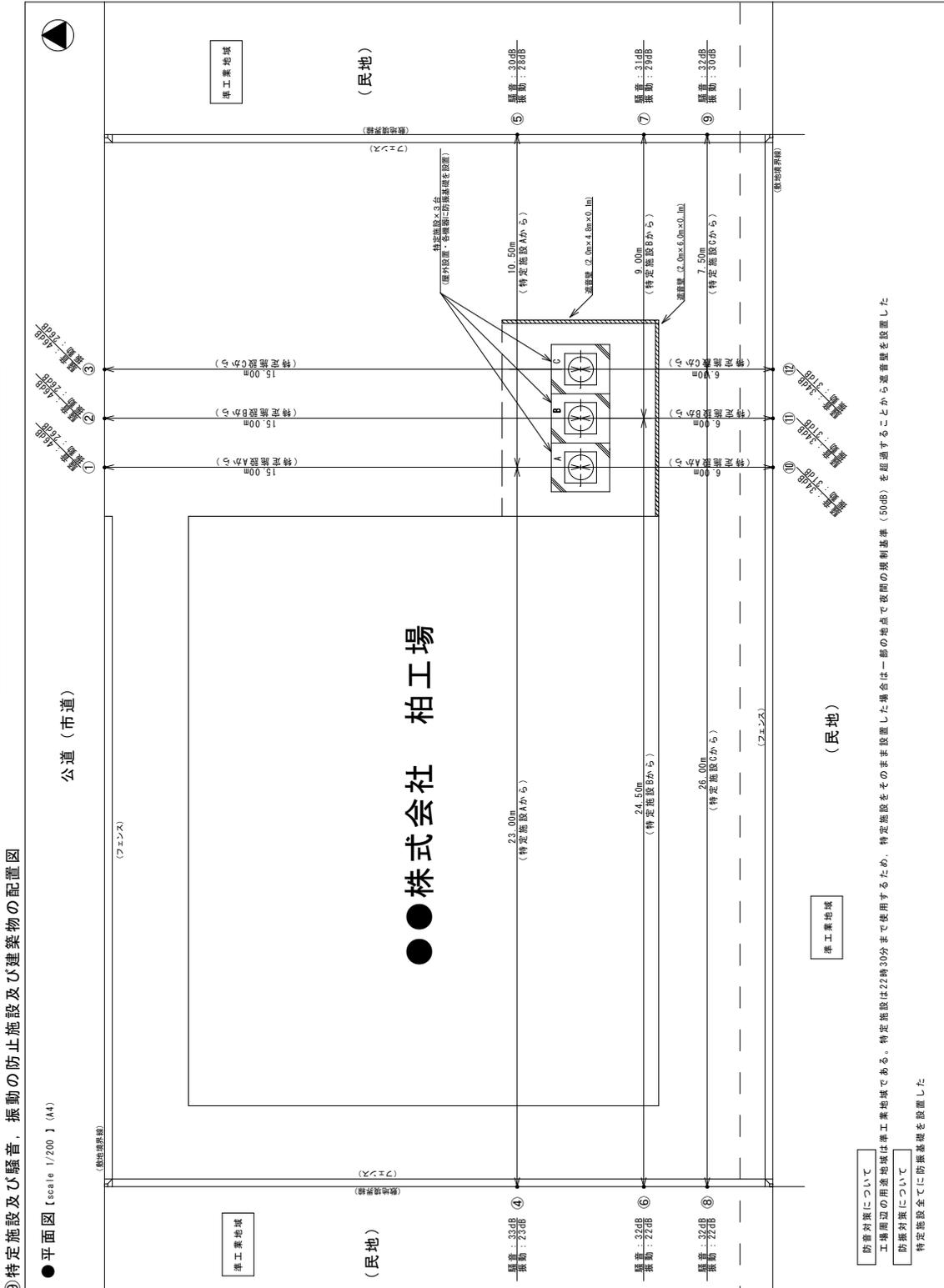
2. 敷地境界線における振動レベルの推定

敷地境界線の位置	1.00mの位置における振動レベル (dB)	敷地境界線までの距離 (m)	敷地境界線における振動レベル (dB)	敷地境界線から測定点までの距離 (m)	測定点における振動レベル (dB)		
①	A	70	15.00	56	30	—	26
②	B	70	15.00	56	30	—	26
③	C	70	15.00	56	30	—	26
④	A	70	23.00	53	30	—	23
⑤	A	70	10.50	58	30	—	28
⑥	B	70	24.50	52	30	—	22
⑦	B	70	9.00	59	30	—	29
⑧	C	70	26.00	52	30	—	22
⑨	C	70	7.50	60	30	—	30
⑩	A	70	6.00	61	30	—	31
⑪	B	70	6.00	61	30	—	31
⑫	C	70	6.00	61	30	—	31

振動レベルの推定に用いた式（距離減衰の式）
 $L_{vib}(r) = L_{vib}(r_0) - 20 \log(r/r_0)$ (r: ある点から振動源までの距離(m), r₀: 振動源からの距離(m))
 $L_{vib}(r) = L_{vib}(r_0) - 20 \log(r/r_0) - 0.5$ (r: ある点から振動源までの距離(m), r₀: 振動源からの距離(m))



【1-6】騒音及び振動に係る特定施設の図面等の例



【1-7】騒音及び振動の大きさの計算書（説明書）の例

騒音計算の例（点音源の距離減衰等）

敷地境界線の位置	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
対象施設	A	B	C	A	A	B	B	C	C	A	B	C
既知の音源までの距離(m) : r_1	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
既知の距離における騒音レベル(dB) : L_1	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
既知の音源と受音点までの距離(m) : r_2	15.00	15.00	15.00	23.00	10.50	24.50	9.00	26.00	7.50	6.00	6.00	6.00
受音点における騒音レベル(dB) : L_2	46	46	46	43	50	42	51	42	52	54	54	54
防音設備等による騒音レベルの減衰値(dB) : L_{sp1}					20		20		20	20	20	20
建物等による騒音レベルの減衰値(dB) : L_{sp2}				10		10		10				
敷地境界線における騒音レベルの推定値(dB): L_3	46	46	46	33	30	32	31	32	32	34	34	34

【備考】

使用計算式

$$L_2=L_1-20\log(r_2/r_1) \quad L_3=L_2-(L_{sp1}+L_{sp2})$$

振動計算の例（距離減衰等）

敷地境界線の位置	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
対象施設	A	B	C	A	A	B	B	C	C	A	B	C
加振点から基準点までの距離(m) : r_0	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
基準点における振動レベル(dB) : L_0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
防振施設・建物等による減衰(dB) : L_{AV}	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
防振対策後の基準における振動レベル(dB) : $L_1=L_0-L_{AV}$	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
幾何減衰定数 : $n=0.5$	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
内部減衰係数 : $\lambda=0.02$	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
加振点から受振点までの距離(m) : r	15.00	15.00	15.00	23.00	10.50	24.50	9.00	26.00	7.50	6.00	6.00	6.00
敷地境界線における振動レベル(防振対策無 [※]) (dB) : L_2	56	56	56	53	58	52	59	52	60	61	61	61
敷地境界線における振動レベル(防振対策有 [※]) (dB) : L_3	26	26	26	23	28	22	29	22	30	31	31	31

【備考】

使用計算式 : $L=L_0-20\log(r/r_0)-8.68\lambda(r-r_0)^{**}$

L : ある点における振動加速度レベル L_0 : 基準点における振動加速度レベル

r_0 : 加振点から基準点までの距離(m) r : ある点から受振動点までの距離(m)

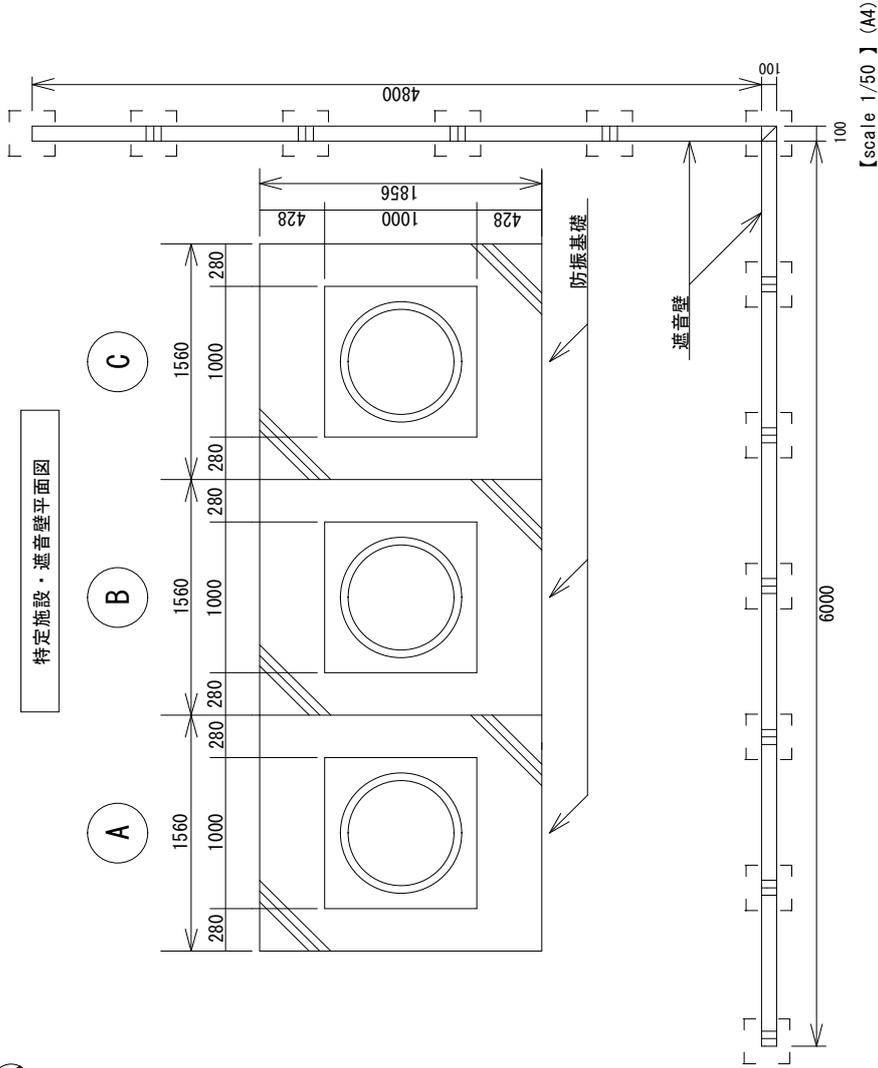
λ : 地盤の内部減衰係数（上記の式では土の種類を粘土=0.02として算出している）

n : 幾何減衰定数（上記の式では表面波=0.5として算出している）

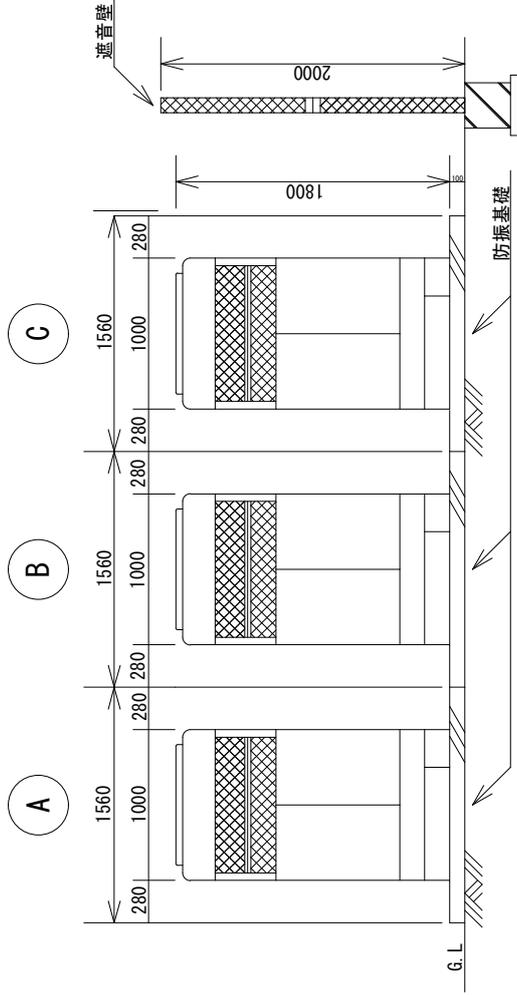
※上記の式については、防振対策無の場合はLを L_2 、防振対策有の場合は L_0 を L_1 、Lを L_3 に置き換えて各値を算出している



特定施設・遮音壁平面図



特定施設・遮音壁立面図

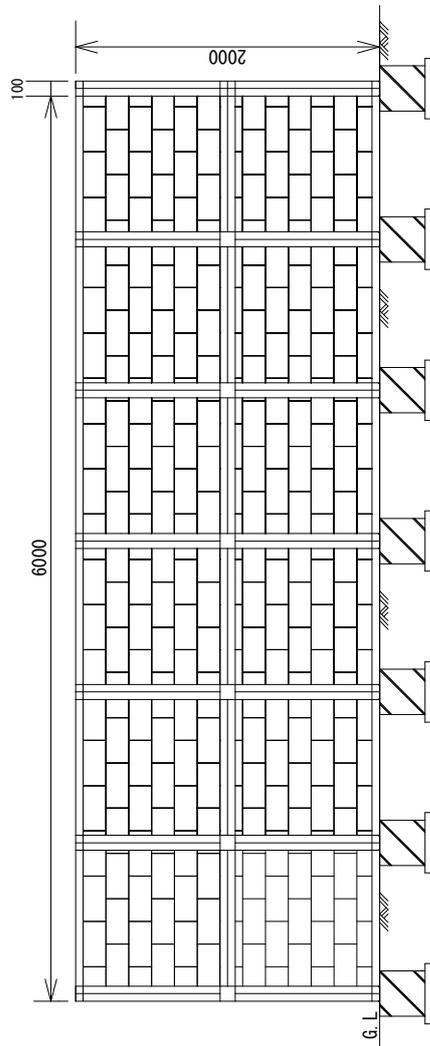


【scale 1/50】(A4)

特定施設の概略（冷凍機：A・B・C 共通）

品番	*****
高さ (mm)	1800
幅 (mm)	1000
奥行 (mm)	1000
原動機の定格出力 (Kw)	7.5
騒音レベル (dB) (測定位置：1.00m)	70
振動レベル (dB) (測定位置：1.00m)	70

遮音壁立面図



【scale 1/50】(A4)

【1-8】騒音及び振動に係る特定施設の図面等の例

⑪ 特定施設及び騒音、振動の防止施設の構造の概要図

様式第 2 号 特定施設構造等変更届出書

2-1 様式第2号 特定施設構造等変更届出書 記入項目

項 目		内 容	備 考
①	届出者	届出者の住所（郵便番号・所在地），氏名（名称及び代表者の氏名）を記入すること	
②	届出の取扱者	届出の取扱者の職，氏名及び電話番号を記入すること	
③	変更事項	届出の変更事項に○をつけること 変更事項 1 特定施設の種類及びその種類ごとの数 2 特定施設の構造 3 特定施設の使用の方法 4 公害の防止又は処理の方法 5 その他規則で定める事項	
④	工場等の名称	工場等の名称を記入すること	
⑤	工場等の所在地	工場等の所在地及び郵便番号を記入すること	
⑥	特定施設の種類	騒音にあたっては別紙5，振動にあたっては別紙6を別葉で作成すること	
⑦	特定施設の概要	騒音にあたっては別紙5，振動にあたっては別紙6を別葉で作成すること	
⑧	工場等の敷地の周囲100メートルの見取図	都市計画図等を使用し工場等の敷地の周囲100メートルの見取図を作成すること	(添付書類) 様式とは別葉とすること

項 目		内 容	備 考
①	名称	特定施設の名称を記入すること。種類及びその種類ごとの数の届出の場合は、名称の前に増設、廃止等区分を記入すること	
②	種類	柏市環境保全条例施行規則別表4第1の騒音に係る特定施設の表に掲げる番号及びア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること	
③	数	特定施設の数を記入すること	
④	着工予定・設置 年月日	・種類及びその種類ごとの数の届出の場合 特定施設の増設にあたっては着工予定年月日を、特定施設の廃止にあたっては、当該施設の廃止予定年月日を使用開始予定年月日の欄に記入すること	
⑤	使用開始予定 年月日	・特定施設の構造、特定施設の使用の方法、公害の防止又は処理の方法の場合 特定施設の変更に伴う工事等の着工予定年月日を記入すること	
⑥	構造（型式・公称能力）	特定施設の型式及び公称能力を記入すること	
⑦	使用の方法（使用開始時刻・使用終了時刻・使用状況）	使用開始時刻、使用終了時刻及び使用状況（通年使用、冬期のみ使用等）を記入すること	
⑧	騒音の防止方法	別葉で下記⑨から⑪の書類を作成すること 種類及びその種類ごとの数の届出の場合において、廃止する施設については⑩書類の作成は不要	
⑨	特定施設、騒音の防止施設及び建築物の配置図	・建築図面等を利用して特定施設及び騒音防止施設等を配置した図面を作成すること ・特定施設の設置場所が屋上等複数階ある場合は、その階ごとに配置図と建物の立面図等を作成すること ・配置図には特定施設から他の民地等の敷地境界線までの距離（m）を記入すること ・種類及びその種類ごとの数の届出の場合において、廃止する施設についてはその設置場所を明示すること	（添付書類） 様式とは別葉とすること
⑩	工場等の敷地境界線における騒音の大きさの計算書	・配置図で示した他の民地等の敷地境界線における騒音レベルを計算すること ・計算した騒音レベルについて、規制基準と照らし合わせて規制基準を超過しているか確認すること。 ・敷地境界線において規制基準を超過するようであれば、規制基準を遵守するよう防音壁等の設置を検討すること ・計算に使用した計算式等は根拠等を提示すること	（添付書類） 様式とは別葉とすること （計算式の例） ・点音源の距離減衰の式 ・有限長線の距離減衰の式 ・有限面音源の距離減衰の式 他 （敷地境界線の受音点の高さ） ・地上面から1.2mから1.5m程度とする
⑪	特定施設及び騒音防止施設の構造の概要図	・特定施設及び騒音防止施設の構造の概要図を提示すること ・特定施設は型式や公称能力、騒音レベル等の概要が示されているものを提示すること。 ・騒音防止施設は騒音レベルの遮音性能等の概要が示されているものを提示すること。 ・概要図に関しては製造メーカーの仕様書等がこれらを満足している場合は概要図に変えて添付しても可	（添付書類） 様式とは別葉とすること

項 目		内 容	備 考
①	名称	特定施設の名称を記入すること。種類及びその種類ごとの数の届出の場合は、名称の前に増設、廃止等区分を記入すること	
②	種類	柏市環境保全条例施行規則別表4第2の振動に係る特定施設の表に掲げる番号及びア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること	
③	数	特定施設の数を記入すること	
④	着工予定・設置 年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・種類及びその種類ごとの数の届出の場合 特定施設の増設にあたっては着工予定年月日を、特定施設の廃止にあたっては、当該施設の廃止予定年月日を使用開始予定年月日の欄に記入すること ・特定施設の構造、特定施設の使用の方法、公害の防止又は処理の方法の場合 特定施設の変更に伴う工事等の着工予定年月日を記入すること 	
⑤	使用開始予定 年月日		
⑥	構造（型式・公称能力）	特定施設の型式及び公称能力を記入すること	
⑦	使用の方法（使用開始時刻・使用終了時刻・使用状況）	使用開始時刻、使用終了時刻及び使用状況（通年使用、冬期のみ使用等）を記入すること	
⑧	振動の防止方法	別葉で下記⑨から⑪の書類を作成すること 種類及びその種類ごとの数の届出の場合において、廃止する施設については⑩書類の作成は不要	
⑨	特定施設、振動の防止施設及び建築物の配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・建築図面等を利用して特定施設及び振動防止施設等を配置した図面を作成すること ・特定施設の設置場所が屋上等複数階ある場合は、その階ごとに配置図と建物の立面図等を作成すること ・配置図には特定施設から他の民地等の敷地境界線までの距離（m）を記入すること ・種類及びその種類ごとの数の届出の場合において、廃止する施設についてはその設置場所を明示すること 	（添付書類） 様式とは別葉とすること
⑩	工場等の敷地境界線における振動の大きさの計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・配置図で示した他の民地等の敷地境界線における振動レベルを計算すること ・計算した振動レベルについて、規制基準と照らし合わせて規制基準を超過しているか確認すること。 ・敷地境界線において規制基準を超過するようであれば、規制基準を遵守するよう防振施設等の設置を検討すること ・計算に使用した計算式等は根拠等を提示すること 	（添付書類） 様式とは別葉とすること （計算式の例） ・距離減衰の式等 （敷地境界線の受振点の高さ） ・地上面とする
⑪	特定施設及び振動防止施設の構造の概要図	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設及び振動防止施設の構造の概要図を提示すること ・特定施設は型式や公称能力、振動レベル等の概要が示されているものを提示すること ・振動防止施設は振動レベルの防振性能等の概要が示されているものを提示すること ・概要図に関しては製造メーカーの仕様書等がこれらを満足している場合は概要図に変えて添付しても可 	（添付書類） 様式とは別葉とすること

様式第2号（規則第8条，第16条の7，第29条，第50条関係）

特定施設構造等変更届出書

●●年●●月●●日

柏市長

あて

① 届出者 住所（所在地）（郵便番号***-****）

●●県●●市●●町 ●丁目●番●号

氏名（名称及び代表者の氏名）

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

② この届出 職名及び氏名（電話番号***-****-****）
の取扱者

生産管理課 ●● ●●

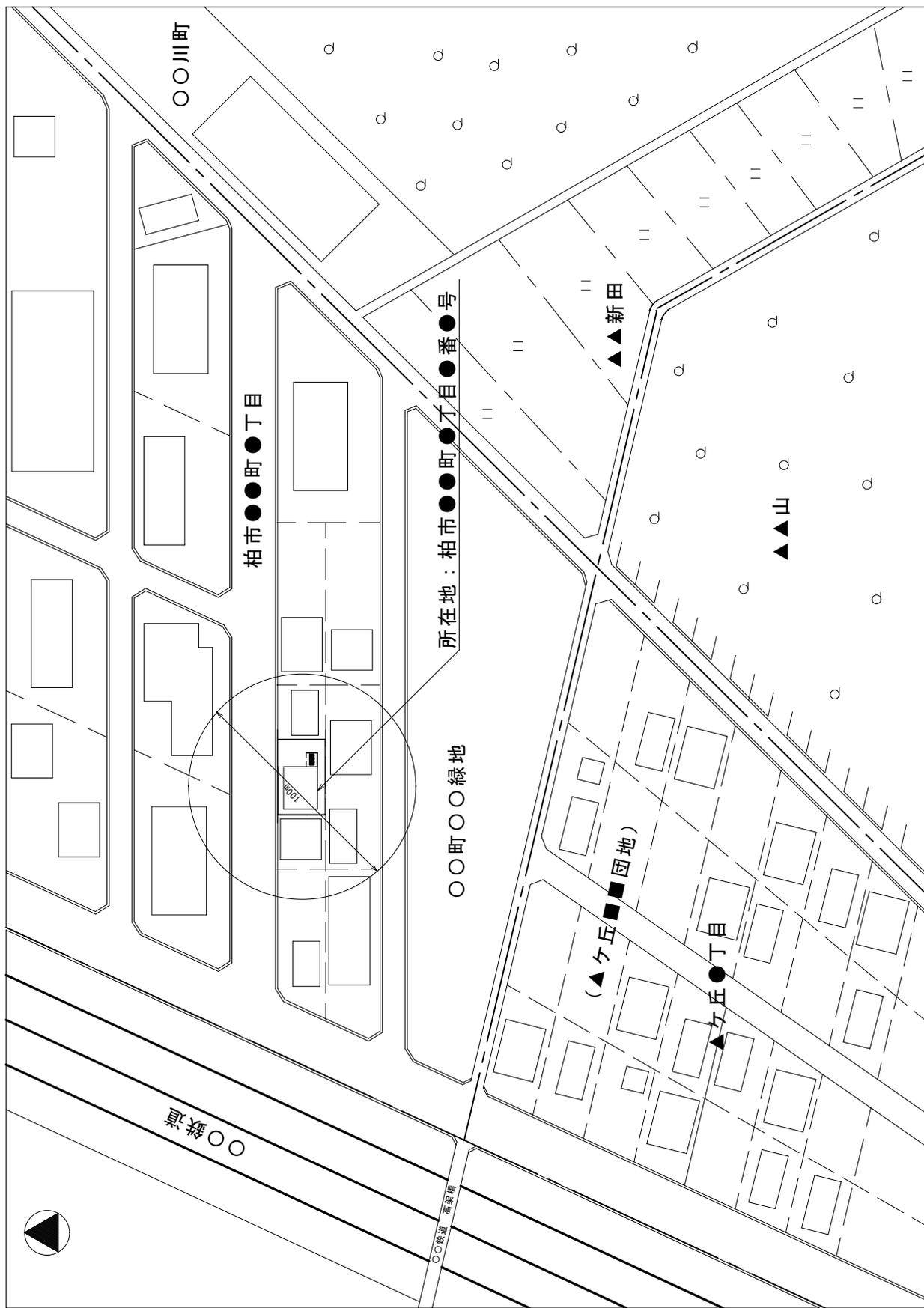
柏市環境保全条例第28条・第36条の6・第49条・第71条の規定により，次のとおり届け出ます。

<p>③ 変更事項 (該当するものを ○で囲むこと)</p>	<p>① 特定施設の種類及びその種類ごとの数 2 特定施設の構造 3 特定施設の使用の方法 4 公害の防止又は処理の方法 5 その他規則で定める事項</p>	
<p>④ 工場等の名称</p>	<p>●●株式会社 柏工場</p>	
<p>⑤ 工場等の所在地</p>	<p>(郵便番号***-****) 柏市●●町●丁目●番●号</p>	
<p>△特定施設の種類</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>△特定施設の概要</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>※審査結果</p>		
<p>※受付年月日</p>	<p>※整理番号</p>	<p>※備考</p>

備考 1 ※印の欄には，記入しないこと。

2 △印の欄については，様式第1号の別紙1から7までのうち届出に係る特定施設の区分に応じて選択したものによることとし，変更のある部分については，変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。

3 用紙の大きさは，図面，表等やむを得ないものを除き，日本産業規格A4判とすること。



騒音に係る特定施設の概要

① 名称	(増設) A	(増設) B	(増設) C	(廃止) E
② 種類	22 冷凍機	22 冷凍機	22 冷凍機	23 原動機
③ 数	1	1	1	1
④ 着工予定 年月日 設置	*年 *月 *日	*年 *月 *日	*年 *月 *日	年 月 日
⑤ 使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	(廃止予定年月日) *年 *月 *日
⑥ 構造	型式	*****	*****	*****
	公称能力	7.5Kw	7.5Kw	7.5Kw
⑦ 使用の方法	使用開始時刻	8時00分	8時00分	8時00分
	使用終了時刻	22時30分	22時30分	22時30分
	使用状況	1年中	1年中	1年中
⑧ 騒音の防止の方法	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
添付書類	⑨ 1 特定施設、騒音の防止施設及び建築物の配置図 ⑩ 2 工場等の敷地の境界線における騒音の大きさの計算書 ⑪ 3 特定施設及び騒音の防止施設の構造の概要図			

- 備考 1 特定施設設置（新設）の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 2 特定施設使用（既設）の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 3 特定施設の種類の欄には、柏市環境保全条例施行規則別表第4第1の騒音に係る特定施設の表に掲げる番号およびア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること。
- 4 騒音の防止の方法は、消音施設の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

振動に係る特定施設の概要

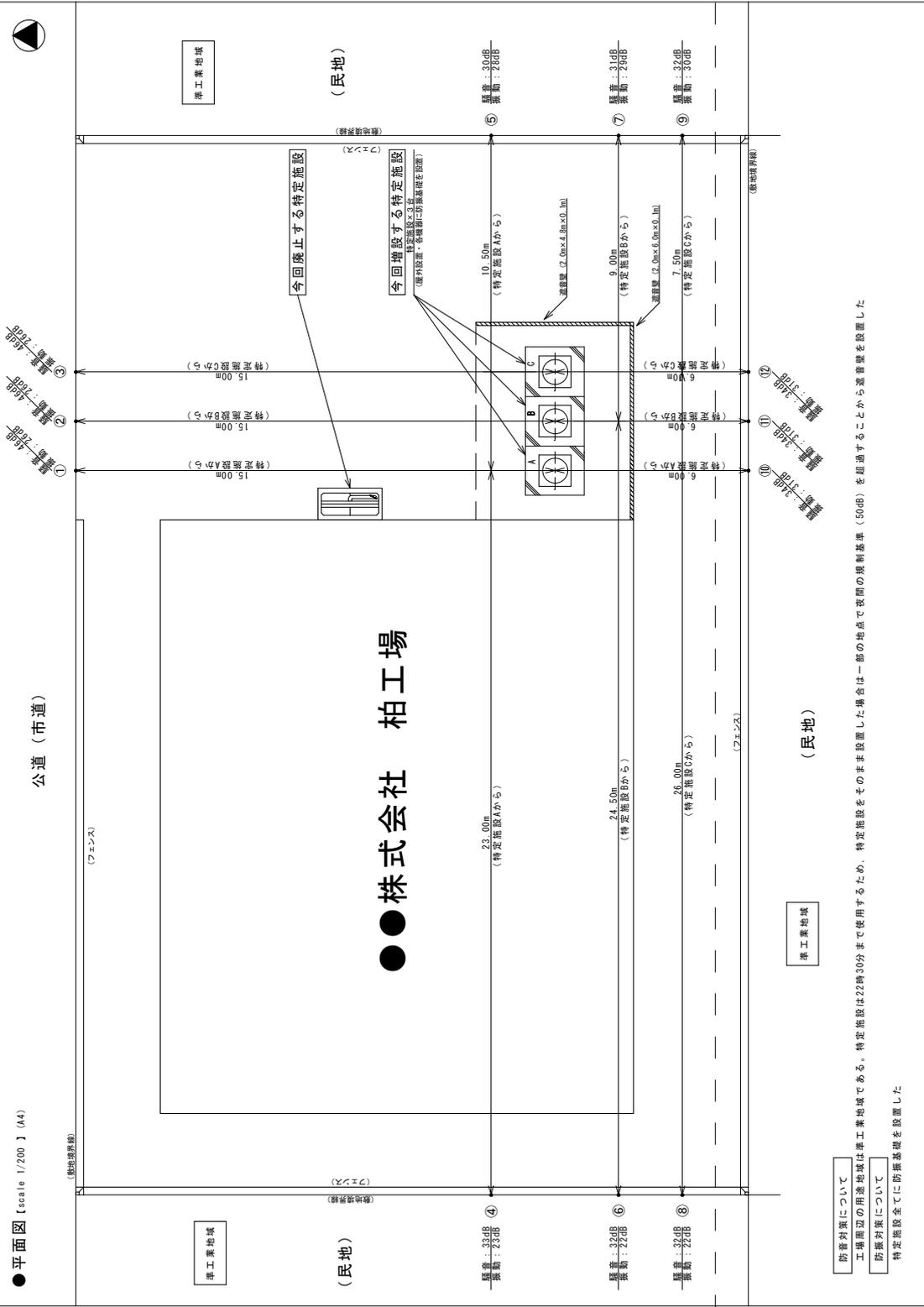
① 名 称	(増設) A	(増設) B	(増設) C	(廃止) E
② 種 類	11 冷凍機	11 冷凍機	11 冷凍機	12 原動機
③ 数	1	1	1	1
④ 着工予定 年月日 設 置	*年 *月 *日	*年 *月 *日	*年 *月 *日	(廃止予定年月日) *年 *月 *日
⑤ 使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	平成元年7月1日
⑥ 型 式 構 造	*****	*****	*****	+++++++
	公 称 能 力	7.5Kw	7.5Kw	10.0Kw
⑦ 使 用 の 方 法	使 用 開 始 時 刻	8時00分	8時00分	8時00分
	使 用 終 了 時 刻	22時30分	22時30分	22時30分
	使 用 状 況	1年中	1年中	1年中
⑧ 振動の防止の方法	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり
添 付 書 類	⑨ 1 特定施設、振動の防止施設及び建築物の配置図 ⑩ 2 工場等の敷地の境界線における振動の大きさの計算書 ⑪ 3 特定施設及び振動の防止施設の構造の概要図			

- 備考 1 特定施設設置（新設）の届出にあつては着工予定年月日を、特定施設使用（既設）の届出にあつては設置年月日を記入すること。
- 2 特定施設使用（既設）の届出にあつては、使用開始予定年月日を記入する必要はない。
- 3 特定施設の種類の欄には、柏市環境保全条例施行規則別表第4第2の振動に係る特定施設に掲げる番号およびア、イ、ウ等の記号並びに施設名を記入すること。
- 4 振動の防止方法は、防振基礎の設置、防振溝の設置、防振ゴムの設置等振動の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。

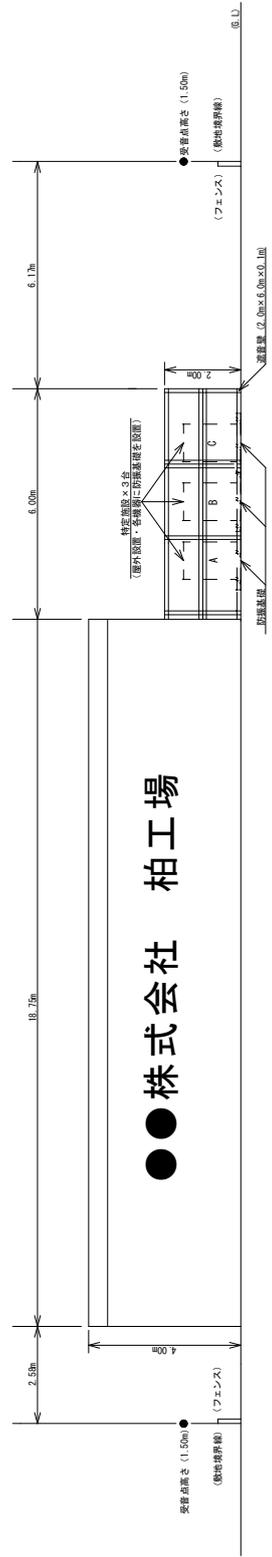
⑩敷地境界線の騒音及び振動の大きさの計算書（説明書）

【2-5】騒音及び振動に係る特定施設の図面等の例

⑨特定施設及び騒音、振動の防止施設及び建築物の配置図（施設の増減の例）



●立面図 (A-A) [scale 1/200] (A4)



特定施設の騒音レベル・振動レベルの推定 (A・B・C 共通)	
騒音レベル (前面) 70dB (後面) 70dB	振動レベル (前面) 70dB (後面) 70dB
基準までの距離: 1.00m 音源の測定高さ: 1.50m	

敷地境界線における騒音レベルの推定	
1.00m の音源 からの距離 対面施設 からの距離 騒音レベル (dB)	1.00m の音源 からの距離 対面施設 からの距離 騒音レベル (dB)
① A 70 15.00 46 - - 46	① A 70 15.00 46 - - 46
② B 70 15.00 46 - - 46	② B 70 15.00 46 - - 46
③ C 70 15.00 46 - - 46	③ C 70 15.00 46 - - 46
④ A 70 23.00 43 - 10 33	④ A 70 23.00 43 - 10 33
⑤ A 70 10.50 50 20 - 30	⑤ A 70 10.50 50 20 - 30
⑥ B 70 24.50 42 - 10 32	⑥ B 70 24.50 42 - 10 32
⑦ B 70 9.00 51 20 - 31	⑦ B 70 9.00 51 20 - 31
⑧ C 70 26.00 42 - 10 32	⑧ C 70 26.00 42 - 10 32
⑨ C 70 7.50 52 20 - 32	⑨ C 70 7.50 52 20 - 32
⑩ A 70 6.00 54 20 - 34	⑩ A 70 6.00 54 20 - 34
⑪ B 70 6.00 54 20 - 34	⑪ B 70 6.00 54 20 - 34
⑫ C 70 6.00 54 20 - 34	⑫ C 70 6.00 54 20 - 34

敷地境界線における振動レベルの推定	
1.00m の音源 からの距離 対面施設 からの距離 振動レベル (dB)	1.00m の音源 からの距離 対面施設 からの距離 振動レベル (dB)
① A 70 15.00 56 30 - 26	① A 70 15.00 56 30 - 26
② B 70 15.00 56 30 - 26	② B 70 15.00 56 30 - 26
③ C 70 15.00 56 30 - 26	③ C 70 15.00 56 30 - 26
④ A 70 23.00 53 30 - 23	④ A 70 23.00 53 30 - 23
⑤ A 70 10.50 58 30 - 28	⑤ A 70 10.50 58 30 - 28
⑥ B 70 24.50 52 30 - 22	⑥ B 70 24.50 52 30 - 22
⑦ B 70 9.00 59 30 - 29	⑦ B 70 9.00 59 30 - 29
⑧ C 70 26.00 52 30 - 22	⑧ C 70 26.00 52 30 - 22
⑨ C 70 7.50 60 30 - 30	⑨ C 70 7.50 60 30 - 30
⑩ A 70 6.00 61 30 - 31	⑩ A 70 6.00 61 30 - 31
⑪ B 70 6.00 61 30 - 31	⑪ B 70 6.00 61 30 - 31
⑫ C 70 6.00 61 30 - 31	⑫ C 70 6.00 61 30 - 31

特定施設の騒音レベル・振動レベルの推定 (A・B・C 共通)	
騒音レベル (前面) 70dB (後面) 70dB	振動レベル (前面) 70dB (後面) 70dB
基準までの距離: 1.00m 音源の測定高さ: 1.50m	

【2-6】騒音及び振動の大きさの計算書（説明書）の例

騒音計算の例（点音源の距離減衰等）

敷地境界線の位置	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
対象施設	A	B	C	A	A	B	B	C	C	A	B	C
既知の音源までの距離(m) : r_1	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
既知の距離における騒音レベル(dB) : L_1	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
既知の音源と受音点までの距離(m) : r_2	15.00	15.00	15.00	23.00	10.50	24.50	9.00	26.00	7.50	6.00	6.00	6.00
受音点における騒音レベル(dB) : L_2	46	46	46	43	50	42	51	42	52	54	54	54
防音設備等による騒音レベルの減衰値(dB) : L_{sp1}					20		20		20	20	20	20
建物等による騒音レベルの減衰値(dB) : L_{sp2}				10		10		10				
敷地境界線における騒音レベルの推定値(dB): L_3	46	46	46	33	30	32	31	32	32	34	34	34

【備考】

使用計算式

$$L_2=L_1-20\log(r_2/r_1) \quad L_3=L_2-(L_{sp1}+L_{sp2})$$

振動計算の例（距離減衰等）

敷地境界線の位置	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
対象施設	A	B	C	A	A	B	B	C	C	A	B	C
加振点から基準点までの距離(m) : r_0	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
基準点における振動レベル(dB) : L_0	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70
防振施設・建物等による減衰(dB) : L_{AV}	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
防振対策後の基準における振動レベル(dB) : $L_1=L_0-L_{AV}$	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
幾何減衰定数 : $n=0.5$	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
内部減衰係数 : $\lambda=0.02$	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
加振点から受振点までの距離(m) : r	15.00	15.00	15.00	23.00	10.50	24.50	9.00	26.00	7.50	6.00	6.00	6.00
敷地境界線における振動レベル(防振対策無 [※]) (dB) : L_2	56	56	56	53	58	52	59	52	60	61	61	61
敷地境界線における振動レベル(防振対策有 [※]) (dB) : L_3	26	26	26	23	28	22	29	22	30	31	31	31

【備考】

使用計算式 : $L=L_0-20\log(r/r_0)-8.68\lambda(r-r_0)^{n*}$

L : ある点における振動加速度レベル L_0 : 基準点における振動加速度レベル

r_0 : 加振点から基準点までの距離(m) r : ある点から受振動点までの距離(m)

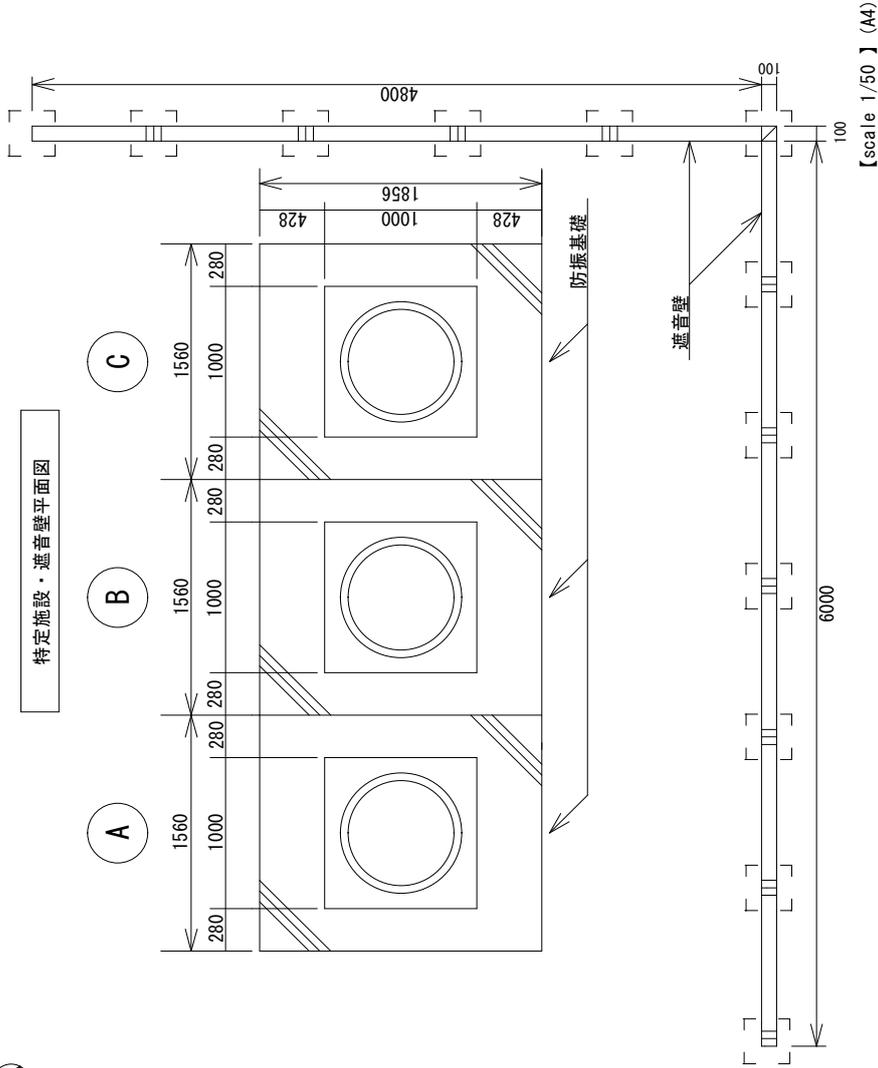
λ : 地盤の内部減衰係数（上記の式では土の種類を粘土=0.02として算出している）

n : 幾何減衰定数（上記の式では表面波=0.5として算出している）

※上記の式については、防振対策無の場合はLを L_2 、防振対策有の場合は L_0 を L_1 、Lを L_3 に置き換えて各値を算出している

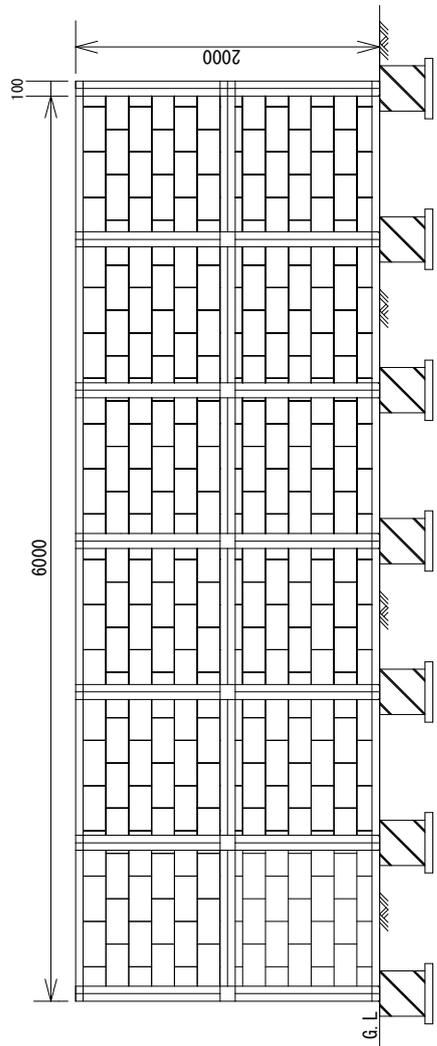


特定施設・遮音壁平面図



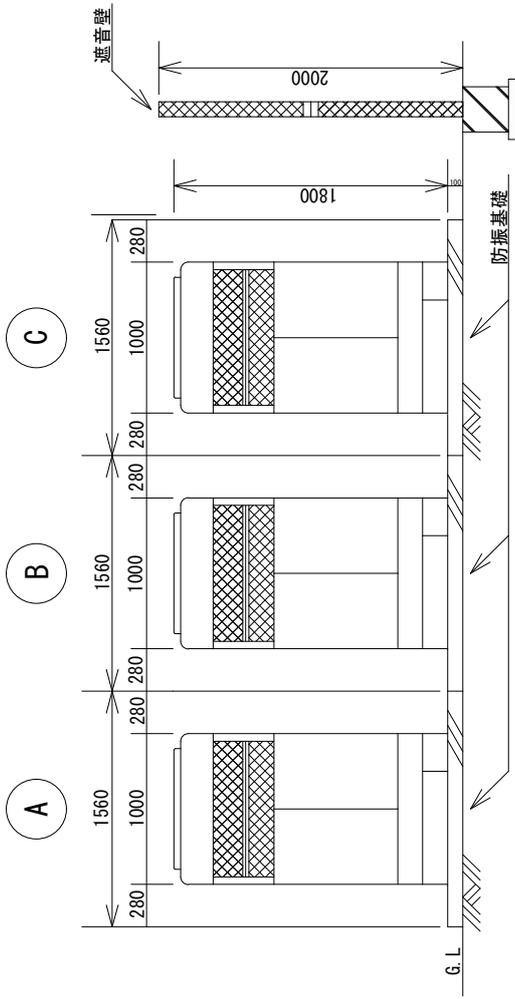
【scale 1/50】(A4)

遮音壁立面図



【scale 1/50】(A4)

特定施設・遮音壁立面図



【scale 1/50】(A4)

特定施設の概略（冷凍機：A・B・C 共通）

品番	*****
高さ (mm)	1800
幅 (mm)	1000
奥行 (mm)	1000
原動機の定格出力 (Kw)	7.5
騒音レベル (dB) (測定位置：1.00m)	70
振動レベル (dB) (測定位置：1.00m)	70

【2-7】騒音及び振動に係る特定施設の図面等の例

① 特定施設及び騒音、振動の防止施設の構造の概要図

様式第 3 号 氏名等変更届出書

様式第 4 号 特定施設等使用廃止届出書

様式第 5 号 承継届出書

3-1 様式第3号 氏名等変更届出書 記入項目

項 目		内 容	備 考
①	届出者	届出者の住所（郵便番号・所在地），氏名（名称及び代表者の氏名）を記入すること	
②	届出の取扱者	届出の取扱者の職，氏名及び電話番号を記入すること	
③	工場等の名称	工場等の名称を記入すること	
④	工場等の所在地	工場等の所在地及び郵便番号を記入すること	
⑤	変更の内容	変更前，変更後の代表者，所在地，名称等を記入すること	
⑥	変更年月日	変更年月日を記入すること	
⑦	変更の理由	変更の理由を記入すること	

4-1 様式第4号 特定施設等使用廃止届出書 記入項目

項 目		内 容	備 考
①	届出者	届出者の住所（郵便番号・所在地），氏名（名称及び代表者の氏名）を記入すること	
②	届出の取扱者	届出の取扱者の職，氏名及び電話番号を記入すること	
③	工場等の名称	工場等の名称を記入すること	
④	工場等の所在地	工場等の所在地及び郵便番号を記入すること	
⑤	届出に係る特定施設等の種類	廃止する特定施設の規制の対象の区分及び施設等の種類及び台数を記入すること	
⑥	廃止年月日	廃止年月日を記入すること	
⑦	廃止の理由	廃止の理由を記入すること	

5-1 様式第5号 承継届出書 記入項目

項 目		内 容	備 考
①	届出者	届出者の住所（郵便番号・所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）を記入すること	
②	届出の取扱者	届出の取扱者の職、氏名及び電話番号を記入すること	
③	工場等の名称	工場等の名称を記入すること	
④	工場等の所在地	工場等の所在地及び郵便番号を記入すること	
⑤	被承継者	被承継者の氏名及び住所を記入すること	
⑥	承継年月日	承継年月日を記入すること	
⑦	承継の理由	承継の理由を記入すること	

様式第3号（規則第12条，第16条の11，第20条，第33条，第54条関係）

氏名等変更届出書

●●年●●月●●日

柏市長

あて

① 届出者

住所（所在地）（郵便番号***-****）

●●県●●市●●町 ●丁目●番●号

氏名（名称及び代表者の氏名）

●●株式会社 代表取締役 ■■ ■■

② この届出
の取扱者

職名及び氏名（電話番号***-****-****）

生産管理課 ●● ●●

柏市環境保全条例第31条・第36条の9・第39条・第52条・第74条の規定により，次のとおり届け出ます。

③工場等の名称		●●株式会社 柏工場
④工場等の所在地		(郵便番号***-****) 柏市●●町●丁目●番●号
⑤変更の内容	変更前	●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
	変更後	●●株式会社 代表取締役 ■■ ■■
⑥変更年月日		**年**月**日
⑦変更の理由		〇〇のため
※受付年月日		※備考
※整理番号		

備考 1 ※印の欄には，記入しないこと。

2 用紙の大きさは，図面，表等やむを得ないものを除き，日本産業規格A4判とすること。

様式第4号（規則第12条，第16条の11，第20条，第33条，第54条関係）

特定施設等使用廃止届出書

●●年●●月●●日

柏市長

あて

- ① 届出者 住所（所在地）（郵便番号***-****）
●●県●●市●●町 ●丁目●番●号
 氏名（名称及び代表者の氏名）
●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
- ② この届出の取扱者 職名及び氏名（電話番号***-****-****）
生産管理課 ●● ●●

柏市環境保全条例第31条・第36条の9・第39条・第52条・第74条の規定により，次のとおり届け出ます。

③工場等の名称	●●株式会社 柏工場	
④工場等の所在地	(郵便番号***-****) 柏市●●町●丁目●番●号	
⑤届出に係る特定施設等の種類	規制の対象の区分	施設等の種類
	特定施設	1-1 ばい煙 1-2 焼却炉 2 粉じん 3 水質 4 地質の保全 5 騒音 6 振動 7 悪臭
		5 騒音 22 冷凍機×3台 6 振動 11 冷凍機×3台
⑥廃止年月日	特 定 作 業	
⑦廃止の理由	●●のため	
※受付年月日	※整理番号	※備考

- 備考 1 ※印の欄には，記入しないこと。
 2 施設等の種類の欄には，柏市環境保全条例施行規則別表第1・2及び別表第4・5並びに別表第11・12に掲げる番号及びア，イ，ウ等の記号並びに施設名を記入すること。
 3 用紙の大きさは，図面，表等やむを得ないものを除き，日本産業規格A4判とすること。

様式第5号（規則第13条，16条の12，第21条，第34条，第55条関係）

承 継 届 出 書

●●年●●月●●日

柏市長

あて

① 届出者 住所（所在地）（郵便番号-***-****）

▼▼県▼▼市▼▼町▼▼番地

氏名（名称及び代表者の氏名）

② この届出
の取扱者

▼▼株式会社 代表取締役社長 ▼▼

職名及び氏名（電話番号***-****-****）

生産管理課 ●● ●●

柏市環境保全条例第32条第3項・第36条の10第3項・第40条第3項・第53条第3項・第75条第3項の規定により，次のとおり届け出ます。

③工場等の名称		●●株式会社 柏工場
④工場等の所在地		(郵便番号***-****) 柏市●●町●丁目●番●号
⑤被承継者	氏名又は名称	●●株式会社 代表取締役 ●● ●●
	住所	●●県●●市●●町 ●丁目●番●号
⑥承継年月日		**年**月**日
⑦承継の理由		〇〇のため
※受付年月日		※ 備考
※整理番号		

備考 1 ※印の欄には，記入しないこと。

2 用紙の大きさは，函面，表等やむを得ないものを除き，日本産業規格A4判とすること。

関係資料

柏市環境保全条例施行規則

(騒音及び振動に係る特定施設及び工場等の規制基準)

○柏市環境保全条例施行規則（騒音及び振動に係る特定施設及び工場等の規制基準）

別表第4（第24条）

1 騒音に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） エ 液圧プレス オ 機械プレス カ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） キ 鍛造機 ク ワイヤフォーマーマシン ケ ブラスト コ タンブラー サ 製びょう機 シ 製くぎ機 ス 高速度切断機 セ 平削盤 ソ 型削盤 タ 研磨機 チ 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	粉碎機 ア 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉碎機 ウ その他の用に供する粉碎機（破碎機及び摩砕機を含む。）
5	繊維機械 ア 織機（原動機を用いるものに限る。） イ 紡績機械 ウ 編組機 エ ねん糸機 オ 動力ミシン（10台以上を1か所に設置するものに限る。）
6	建設用資材製造機械 ア コンクリートプラント イ アスファルトプラント ウ コンクリートパイプレーダー エ 製管機械
7	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー ウ 碎木機 エ 帯のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） オ 丸のこ盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。） カ かんな盤（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）

10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機
12	ニューマチックハンマー
13	ロール機
14	自動製瓶機
15	自動洗瓶機
16	ドラム缶洗淨機
17	ロータリーキルン
18	コルゲートマシン
19	重油バーナー（重油使用量が毎時15リットル以上のものに限る。）
20	走行クレーン ア 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。） イ 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が7.5キロワット以上のものに限る。）
21	集じん装置
22	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの（家庭用パッケージ型を除く。））
23	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。） ア ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） イ ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
24	クーリングタワー（原動機の定格出力が0.75キロワット以上のものに限る。）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

2 振動に係る特定施設

番号	施設の種類
1	金属加工機械 ア 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） イ 製管機械 ウ ベンディングマシン（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） エ 液圧プレス オ 機械プレス カ せん断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） キ 鍛造機 ク ワイヤフォーミングマシン
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	粉砕機 ア 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 イ 食品加工用粉砕機 ウ その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリート製品製造機械（原動機を用いるものに限る。）
6	木材加工機械 ア ドラムバーカー イ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）
11	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
12	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。） ア ディーゼルエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。） イ ガソリンエンジン（定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）

備考 次に掲げる施設は除く。

- 1 振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域内に設置される同法第2条第1項に規定する特定施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項に規定する鉱山に設置される施設
- 3 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- 4 ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物

別表第6（第26条）

（平27規則60・平30規則48・令元規則2・一部改正）

1 騒音の規制基準

(1) 工場等の規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間（午前8時から午後7時まで）	朝・夕（午前6時から8時まで及び午後7時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日の午前6時まで）
第一種区域 第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域		50デシベル	45デシベル	40デシベル
第二種区域 第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，第一特別地域及び市街化調整地域のうち第二種区域として指定する区域		55デシベル	50デシベル	45デシベル
第三種区域 近隣商業地域，商業地域，準工業地域（ただし，第一特別地域を除く。）及び第二特別地域		65デシベル	60デシベル	50デシベル
第四種区域 工業地域（ただし，第一特別地域及び第二特別地域を除く。）及び工業専用地域（ただし，第二特別地域を除く。）		70デシベル	65デシベル	60デシベル
その他の区域 市街化調整区域（ただし，第二種区域として指定する区域を除く。）		60デシベル	55デシベル	50デシベル

備考

- 1 デシベルとは，計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は，計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において，周波数補正回路はA特性，動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 騒音の測定点は，原則として音源の存する敷地の境界線とする。
- 4 騒音の測定方法は，当分の間日本産業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし，騒音の大きさの決定は，次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値がおおむね一定の場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値が一定でない場合は，その変動ごとの指示値の最大値90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 5 第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域，第一種住居地域，第二種住居地域，準住居地域，田園住居地域，近隣商業地域，商業地域，準工業地域，工業地域及び工業専用地域とは，都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる地域（以下「第一種区域等」という。）を，その他の地域とは第一種区域等以外の地域をいう。また，市街化調整区域とは，都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
- 6 5に規定するその他の地域で市長が第一種区域等に相当するものと認めて別に定めるものについては，第一種区域等に適用される規制基準を適用することができる。
- 7 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所，医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの，図書館法（昭和25年法律第118号）第2条

第1項に規定する図書館，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）であつて，第1種区域以外の地域に存するものの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は，この表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

- 8 第一特別地域とは，準工業地域及び工業地域のうち，第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種中高層住居専用地域，第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域に接する地域であり，かつ，第一種住居地域及び第二種住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。
- 9 第二特別地域とは，工業地域及び工業専用地域のうち，第一種住居地域，第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり，かつ，第一種住居地域，第二種住居地域及び準住居地域の周囲50メートル以内の地域をいう。

2 振動の規制基準
 (1) 工場等の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	昼間	午前8時から 午後7時まで	夜間	午後7時から 翌日の午前8時まで
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域及び市街化調整区域のうち第一種区域として指定する区域	60デシベル		55デシベル	
第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域（ただし、第一種区域として指定する区域を除く。）	65デシベル		60デシベル	
第三種区域 工業専用地域	70デシベル		65デシベル	

備考

- 1 デシベルとは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 2 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 3 振動の測定点は、原則として振動源の存する敷地の境界線とし、振動の測定方法は、次のとおりとする。

- (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所
 - イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所
 - ウ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所

- (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。
 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減じるものとする。

指示値の差	3デシベル	4デシベル	5デシベル	6デシベル	7デシベル	8デシベル	9デシベル
補正値	3デシベル	2デシベル		1デシベル			

- 4 振動の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準じる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端値の数値とする。
- 5 学校等の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における基準値は、この表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。
- 6 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、第1項第1号の表備考5に定めるところによる。
- 7 市街化調整区域とは、都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。

